

議案第15号

養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例

養父市地域自治組織の財政支援に関する条例（平成24年養父市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の3 条件割額の部の次に次のように加える。

4 社会保険（健康保険及び厚生年金）加入加算	地域活動推進員が社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入する場合に限り、1 認定組織において、加入者1人当たり月額25千円に当該年度の加入月数を乗じて得た額（上限300千円）を加算する。ただし、年度途中に加入又は脱退した場合は、月割により算出した額を加算又は減算する。
------------------------	---

別表中「1～3」を「1～4」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第15号 養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
区分	交付金の算定	区分	交付金の算定
1 事務局運営額	1 認定組織当たり2,500,000円	1 事務局運営額	1 認定組織当たり2,500,000円
2 均等割額	1 認定組織当たり1,000,000円	2 均等割額	1 認定組織当たり1,000,000円
3 条件割額	(1)～(4)の合計額	3 条件割額	(1)～(4)の合計額
(1) 人口割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳に登録された認定組織を構成する区域内の人口に400円を乗じて得た額	(1) 人口割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳に登録された認定組織を構成する区域内の人口に400円を乗じて得た額
(2) 世帯割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳による世帯数を基準に、認定組織を構成する区域内の世帯数に1,100円を乗じて得た額	(2) 世帯割額	前年の10月1日現在の住民基本台帳による世帯数を基準に、認定組織を構成する区域内の世帯数に1,100円を乗じて得た額
(3) 面積割額	毎年1月1日を基準とし、認定組織を構成する区域内の主要地目（山林等を除く。）の面積に1ha当たり3,300円を乗じて得た額	(3) 面積割額	毎年1月1日を基準とし、認定組織を構成する区域内の主要地目（山林等を除く。）の面積に1ha当たり3,300円を乗じて得た額
(4) 高齢化率加算額	前年の10月1日現在の認定組織を構成する区域の高齢化率を基準とし、1%当たり6,000円を乗じて得た額	(4) 高齢化率加算額	前年の10月1日現在の認定組織を構成する区域の高齢化率を基準とし、1%当たり6,000円を乗じて得た額
		4 <u>社会保険（健康保険及び厚生年金）加入加算</u>	<u>地域活動推進員が社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入する場合に限り、1認定組織において、加入者1人当たり月額25千円に当該年度の加入月数を乗じて得た額（上限300千円）を加算する。ただし、年度途中に加入又は脱退した場合は、月割により算出した額</u>

現 行	改 正 案	
<p>ア 交付金の額は、<u>1～3</u>の合計額とする。ただし、各区分に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>		<p><u>を加算又は減算する。</u></p>
	<p>ア 交付金の額は、<u>1～4</u>の合計額とする。ただし、各区分に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>	